

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県 個人情報保護条例施行規則

平成17年4月1日
福岡県規則第27号

改正 平成17年 8月31日福岡県規則第76号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成4年福岡県規則第74号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第69条の規定に基づき、知事が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第2条 条例第10条第1項の個人情報取扱事務登録簿の様式は、様式第1号によるものとする。

（個人情報開示請求書）

第3条 条例第13条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

（本人確認に必要な書類等）

第4条 条例第13条第2項（条例第22条第5項、条例第27条第3項及び条例第35条第2項において準用する場合を含む。）の個人情報の本人であることを証明するために必要な書類は、次に掲げる書類とする。ただし、郵送によって開示請求をする場合は、次に掲げる書類を複写機等を用いて複写した書類によることができる。

- (1) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2の様式によるものに限る。）その他法令の規定に基づき交付された書類であって、当該開示請求をしようとする者が個人情報の本人であることを確認するに足りるもの
- (2) やむを得ない理由により前号に掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合には、当該開示請求をしようとする者が個人情報の本人であることを確認するため必要と認められる書類

2 法定代理人が本人に代わって請求する場合は、戸籍抄本その他その資格を証明する書類及び法定代理人自身であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。この場合、法定代理人自身であることを証明するために必要な書類については、前項の規定を準用する。

（個人情報開示決定通知書等）

第5条 条例第17条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書（様式第3号）
 - (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書（様式第4号）
- 2 条例第十七条第二項の規定による通知は、個人情報不開示決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(開示決定等期間延長通知書)

第6条 条例第18条第2項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

(開示決定等期間特例延長通知書)

第7条 条例第19条の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書(様式第7号)により行うものとする。

(開示請求事案移送通知書)

第8条 条例第20条第1項の規定による通知は、開示請求事案移送通知書(様式第8号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第9条 知事は、条例第21条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第21条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合に限る。)とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 条例第16条の規定により開示しようとする理由

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第21条第1項の規定による通知は、意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

4 条例第21条第2項の規定による通知は、意見照会書(様式第10号)により行うものとする。

5 条例第21条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書(様式第11号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第10条 条例第22条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(録音時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(録画時間が120分VHS方式のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(3) 前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録

次に掲げる方式であって、知事はその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの交付

ハ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴(当該閲覧又は視聴を容易に行うことができるときに限る。)

ニ 当該電磁的記録をフロッピーディスク(3.5インチで2HDのものに限る。以下同じ。)

CD-R(650メガバイトのものに限る。以下同じ。)その他の電磁的記録媒体に複写したものの交付(当該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限る。)

る。)

(個人情報の開示)

第11条 知事は、個人情報の閲覧、視聴又は聴取をする者が、当該個人情報が記録された公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

2 個人情報の写しの作成方法は、知事が別に定める。

3 個人情報の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

(個人情報の写しの交付に要する費用)

第12条 条例第23条の個人情報の写しの交付に要する費用は、別表に定める額とする。

2 個人情報の写しの交付を受ける者は、前項の費用を前納しなければならない。

(開示請求及び開示の特例)

第13条 条例第24条の規定により口頭によって開示請求できる個人情報及び開示の方法を定めるときは、その内容を告示するものとする。

(個人情報訂正請求書)

第14条 条例第27条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書(様式第12号)によるものとする。

(開示を受けたことの確認)

第15条 知事は、訂正請求に係る個人情報が開示を受けたものであることを確認するため必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることができる。

(個人情報訂正決定通知書等)

第16条 条例第29条第1項の規定による通知は、個人情報訂正決定通知書(様式第13号)により行うものとする。

2 条例第29条第2項の規定による通知は、個人情報不訂正決定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(訂正決定等期間延長通知書)

第17条 条例第30条第2項の規定による通知は、訂正決定等期間延長通知書(様式第15号)により行うものとする。

(訂正決定等期間特例延長通知書)

第18条 条例第31条の規定による通知は、訂正決定等期間特例延長通知書(様式第16号)により行うものとする。

(訂正請求事案移送通知書)

第19条 条例第32条第1項の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書(様式第17号)により行うものとする。

(個人情報訂正実施通知書)

第20条 条例第33条の規定による通知は、個人情報訂正実施通知書(様式第18号)により行うものとする。

(個人情報利用停止請求書)

第21条 条例第35条第1項の利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書(様式第19号)によるものとする。

(準用)

第22条 第15条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

(個人情報利用停止決定通知書等)

第23条 条例第37条第1項の規定による通知は、個人情報利用停止決定通知書(様式第20号)により行うものとする。

2 条例第37条第2項の規定による通知は、個人情報利用不停止決定通知書（様式第21号）により行うものとする。

（利用停止決定等期間延長通知書）

第24条 条例第38条第2項の規定による通知は、利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号）により行うものとする。

（利用停止決定等期間特例延長通知書）

第25条 条例第39条の規定による通知は、利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第23号）により行うものとする。

（審議会諮問通知書）

第26条 条例第41条の規定による通知は、審議会諮問通知書（様式第24号）により行うものとする。

（運用状況の公表）

第27条 条例第68条の規定による運用の状況の公表は、福岡県公報に登載することにより行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により行われた処分、手続その他の行為（旧規則第12条及び第13条の規定による是正の申出に係るものを除く。）は、改正後の知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。

（是正の申出に係る経過措置）

3 この規則の施行の日前に旧規則第12条及び第13条の規定により行われた是正の申出に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第76号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

別表（第12条関係）

区 分	交付する写し	金 額
1 文書、図面又は 写真	1 複写機により複写したもの（単色刷り）	1枚につき 10円
	2 複写機により複写したもの（多色刷り）	1枚につき 30円
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙1枚につき 10円
3 録音テープ又は 録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	1巻につき 120円
4 ビデオテープ又 はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	1巻につき 170円
5 電磁的記録（3 の項及び4の項に 該当するものを除 く。）	1 用紙に出力したもの	用紙1枚につき 10円
	2 フロッピーディスクに複写したもの	1枚につき 50円
	3 C D Rに複写したもの	1枚につき 80円
	4 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に 要する費用に相当 する額
6 その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成した写し	当該写しの作成に 要する費用に相当 する額

備考 1の項、2の項又は5の項1の場合においては、日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙を用いることとする。また、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。